

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成18事務年度（判）第5号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金16万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成19年2月26日（月）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、平成17年10月4日午後1時23分ころ、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されているアロカ株式会社の役員Bから、同人が職務に関して知った同社の平成18年3月期決算の純利益について、平成17年5月19日に公表された当期純利益の予想値は13億2,000万円であったのに対し、同社が新たに算出した同期の予想値は、当期純損失が2億円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝

達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年10月6日、東京都所在のC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、アロカ株式会社の株券合計4,000株を、売付価額327万6,000円で売り付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第3項、第2項第3号（平成17年法律第87号による改正前のもの）、会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第3条第1項第3号（平成18年内閣府令第49号による改正前のもの）

(3) 課徴金の計算の基礎

$$\begin{aligned} & (823 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 822 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 816 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 815 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & - (777 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株}) \\ & = 168,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切捨て

平成18年12月25日

金融庁長官 五味廣文